



慢性期等に係る病院の管理運営に関する基本協定書

知多市（以下「甲」という。）、東海市（以下「乙」という。）及び医療法人贈恩会（以下「丙」という。）は、平成27年2月9日付け東海市・知多市地域医療等あり方検討委員会報告書を踏まえ、慢性期等の医療を確保するため、旧知多市民病院の施設を利用して管理運営する病院（以下「病院」という。）について、次の条項により管理運営に係る基本的事項に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（名称）

第1条 病院の名称は、知多小嶋記念病院とする。

（運営主体）

第2条 病院は、丙が開設し、これを管理運営する。

（病床数及び開設時期）

第3条 愛知県病院開設等許可事務取扱要領（平成11年4月1日施行）に基づく病床整備計画書に記載する病床数は、227床とする。

2 丙は、平成28年12月までに病院を開設する。

（病床機能）

第4条 病床機能は、慢性期病床132床、回復期病床95床とする。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、関係法令の改正その他特別な事情があると認める場合は、甲、乙及び丙が病床数及び病床機能の変更に係る協議を行う。

（外来診療）

第5条 診療科目は、内科及び整形外科を基本とする。ただし、当面は、かかりつけ医からの紹介を主とした一般外来として運用し、入院患者数に一定のめどが立った場合は、紹介外来に移行するものとする。

2 丙は、診療科目を変更しようとする場合は、必要に応じて関係団体等と調整し、甲及び乙と協議を行う。

（運営期間）

第6条 病院の運営期間は、病院開設の日から起算して10年間とする。ただし、

甲、乙及び丙の協議により運営期間を延長し、又は更新することができる。

(医療従事者の確保)

第7条 丙は、安定的かつ持続的な医療を提供するため、医師、看護師等必要な医療従事者の確保に努めるものとする。

(在宅医療の支援)

第8条 丙は、在宅医療に対する後方支援機能として、軽症患者の緊急入院、検査入院、レスパイト入院等の受入体制を整備するとともに、かかりつけ医との連絡体制並びに夜間及び休日の緊急連絡の受付体制を整備する。

(公立西知多総合病院との連携)

第9条 丙は、公立西知多総合病院との連携を図るため、定期的に患者の受入件数等を甲及び乙に報告するものとする。

2 丙は、公立西知多総合病院が主催する西知多病病連携会議に参加し、地域医療における連携のあり方等について協議するものとする。

(医師会及び医師団との連携)

第10条 丙は、一般社団法人東海市医師会及び知多市医師団との連携及び協力に努め、地域医療の提供体制の確立に取り組むものとする。

(介護福祉施設等との連携)

第11条 丙は、介護福祉施設等との連携を図るため、軽症患者の緊急入院、検査入院等の受入体制を整備する。

(貸付け)

第12条 甲は、土地、建物並びにそれに付随する設備及び附帯施設（以下「土地、建物等」という。）の全部又は一部を平成28年4月1日から病院開設の日後10年を経過する日まで丙に無償で貸し付けるものとし、別途使用貸借契約を締結する。

2 前項の規定により貸し付ける土地、建物等の範囲（以下「貸付範囲」という。）は、別図のとおりとする。

(費用の負担)

第13条 土地、建物等の管理、保守点検等に要する費用については、丙が貸付範囲に応じて負担する。ただし、特別な事情があると認める場合は、甲、乙及び丙

が協議を行う。

(財政支援)

第14条 甲は、丙による建物の機能維持を図るための改修等、病院開設の準備に要する経費に対し、知多市慢性期等病院開設準備交付金交付要綱（平成27年知多市告示第82号）に基づく交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 甲及び乙は、病院開設後において、丙の病院運営に対する財政支援を行わない。

3 丙がこの協定の全部又は一部を履行しない場合は、甲及び乙は、丙に改善を求めることができる。

4 前項の規定により改善を求めた場合において、なお改善が認められない場合は、甲は、乙と協議の上、丙に交付金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(医療機器等の譲渡)

第15条 甲は、丙が甲と協議により特定した医療機器等は無償譲渡するものとし、別途譲渡契約を締結する。

(利用上の制限)

第16条 丙は、土地、建物等の形状又は造作等を変更する場合は、あらかじめその旨を甲及び乙に報告しなければならない。

(医療事故等への対応)

第17条 医療行為に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、丙がその責めを負う。

2 前項に規定する事故以外の事故については、貸付範囲に応じて甲又は丙がその責めを負う。ただし、相手方に責めがある場合は、甲及び丙が協議を行う。

(損害賠償)

第18条 丙は、故意又は過失によって土地、建物等を損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、特別な事情があると認める場合は、その全部又は一部を免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第19条 丙は、この協定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、協議により、甲及び乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定の解除)

第20条 甲、乙又は丙がこの協定に違反し、又は解除を申し出た場合は、協議によりこの協定の全部又は一部を解除することができる。

(原状回復義務)

第21条 この協定が解除された場合は、丙の負担により土地、建物等を原状に復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が土地、建物等を原状に復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(協議)

第22条 この協定に定めのない事項若しくはこの協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めた事項を変更する必要がある場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議を行う。

この協定締結の証として、協定書3通を作成し、各自その1通を保有する。

平成27年11月13日

甲 愛知県知多市緑町1番地
知多市
知多市長 宮 島 壽 男

乙 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市
東海市長 鈴 木 淳 雄

丙 愛知県丹羽郡扶桑町高雄定光寺130番地の1
医療法人贈恩会
理事長 小 嶋 真 一 郎